

学校管理職・教育委員会 のための

いじめを 重大化 させない Q&A100

学校管理職・教育委員会 のための

いじめを 重大化 させない Q&A100

嶋崎政男

[B5判・152頁・並製] 【発行】エイデル研究所
【定価】本体 **2,000円** [+税]
ISBN978-4-87168-682-2 C3037 ¥2000E

【著者】嶋崎 政男

いじめが起こってからでは遅い！ 学校のいじめ対応 必携の書

これまで筆者が関わってきた多くのいじめ重大事態の調査委員会（第三者委員会）で学校・教育委員会の教職員の方々から寄せられた質問、感想を選びすぐり100のQ&Aにまとめました。

複雑化するいじめの対応に悩んでいる方、いじめの未然防止に取り組んでいる学校管理職・教育委員会の方々に読んでいただきたい、必携の書！

嶋崎政男先生：プロフィール

東京都立大学人文学部心理学科卒業。2012年より神田外語大学教授、2017年より同大学客員教授。公立中学校教諭・教頭・校長、都立教育研究所学校教育相談研究室指導主事、福生市教育委員会指導室長・参事を経て平成24年より神田外語大学教授。日本学校教育相談学会名誉会長、千葉県青少年問題協議会委員・いじめ対策調査会会長等を務める。

14 「いじめ重大事態」の定義

重大事態とはどのような「いじめ」のことを言うのですか。
(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある認めるとき。
(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを必要なくされている疑いがある認めるとき。(法第28条)

【重大事態の内容】
「重大事態」とは、次のように規定されています。
第28条「生命の被害（重大事態）」
児童生徒が命を失った場合 ※本書ではこれを「生命重大事態」とし、
身体に重大な被害を及ぼした場合
「生命重大事態」以外の重大事態は、「生命重大事態」として規定されています。
「生命重大事態」以外の重大事態は、「生命重大事態」として規定されています。
「生命重大事態」以外の重大事態は、「生命重大事態」として規定されています。

【調査対象となった「重大事態」】
いじめ、「生命」「財産」の被害が認められ、被害状況を調査して対応しなければなりません。
重大事態は、「生命」「財産」の被害が認められ、被害状況を調査して対応しなければなりません。
重大事態は、「生命」「財産」の被害が認められ、被害状況を調査して対応しなければなりません。

15 「重大事態」の認定

重大事態は誰がどのような基準で認定するのでしょうか。
重大事態の認定は、学校の設置者又はその設置する学校が行います。ここでは「いじめにより」と、設置者の被害を認定する必要があります。「生命」の重大事態の発生も示されています。本表、この要件の充足が必要なので、ガイドラインでは保護者の申請を重視しています。

【設置者・学校の判断】
重大事態の認定は学校の設置者又はその設置する学校が行います。ここでは「いじめにより」と、設置者の被害を認定する必要があります。「生命」の重大事態の発生も示されています。本表、この要件の充足が必要なので、ガイドラインでは保護者の申請を重視しています。

【保護者等からの申請】
「重大事態」に関する認定が、いじめ防止対策推進法における重大事態の発生と認定する権利行使とは、「生命」「財産」の被害が認められ、被害状況を調査して対応しなければなりません。
重大事態は、「生命」「財産」の被害が認められ、被害状況を調査して対応しなければなりません。

ご注文は、お近くの書店・販売店へ

エイデル研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9
TEL.03-3234-4641 FAX.03-3234-4644

| | | | |
|-----|-----|--------|---|
| 注文書 | 取扱店 | 注文数 | 学校管理職・教育委員会のための いじめを重大化させない Q&A100 嶋崎 政男 (著) |
| | | 部 | 本体価格2,000円+税 978-4-87168-682-2 |
| | | 氏名/団体名 | |
| | | 住所 〒 | |
| | | TEL | |

はじめに

第1章 いじめの定義・認定

- 01 いじめの定義
- 02 いじめの定義への批判
- 03 いじめる意図のない「いじめ」
- 04 疾病等が疑われるいじめの訴え
- 05 いじめと判断された「好意の行為」
- 06 「気がする」いじめ
- 07 「いじめの定義」の改正
- 08 いじめ認知
- 09 認知件数の数え方
- 10 「行為」・「苦痛」の認定
- 11 「いじめ冤罪」
- 12 「いじめ」という言霊
- 13 「いじめ利得」

第2章 いじめの重大事態

- 14 「いじめ重大事態」の定義
- 15 「重大事態」の認定
- 16 「重大事態」の功罪
- 17 「重大事態」の現状
- 18 「重大事態」増加の背景
- 19 重大事態調査のガイドライン
- 20 重大事態調査の特徴
- 21 重大事態調査への支援体制
- 22 「重大事態」の調査手順
- 23 調査主体の役割と問題
- 24 不登校重大事態の認定
- 25 不登校重大事態の調査主体
- 26 不登校重大事態調査の留意点
- 27 生命重大事態調査
- 28 重大事態と「責任追及」
- 29 重大事態と「加害者の人権」
- 30 重大事態の調査期間
- 31 重大事態の再調査
- 32 重大事態再調査の決定

- 33 重大事態再調査の問題点
- 34 重大事態の並行調査

第3章 第三者委員会の調査

- 35 第三者委員会の意義
- 36 第三者委員会の役割
- 37 第三者委員会の位置づけ
- 38 第三者委員会の構成
- 39 第三者委員会の組織
- 40 第三者委員会委員の選任
- 41 第三者委員会の中立性・公平性
- 42 第三者委員会と争訟
- 43 第三者委員会と事務局
- 44 事務局の役割
- 45 事務局の公平性
- 46 保護者への情報提供(1)～説明者
- 47 保護者への情報提供(2)～説明内容
- 48 保護者への情報提供(3)～報告後の訂正要求
- 49 法第14条が定める附属機関

第4章 重大事態の調査

- 50 調査方針・計画の策定
- 51 資料等の提出拒否
- 52 資料等の収集・保管・廃棄
- 53 疑義のある資料の取扱い
- 54 アンケート調査
- 55 聴き取り調査
- 56 委員会への出席者
- 57 自死事案の留意点
- 58 不登校事案の問題点
- 59 教職員の懲戒要求
- 60 会議録の開示請求
- 61 学校・教委への支援
- 62 重大事態調査の在り方
- 63 報道機関との対応
- 64 加害者の別室学習
- 65 加害者の警察通報
- 66 加害者の懲戒措置
- 67 加害者の出席停止

第5章 調査報告書(答申)の作成

- 68 報告書の作成
- 69 「事実関係」の記述

- 70 「背景・要因」の記述
- 71 「家庭要因」の記述
- 72 「疾病・障害等」の記述
- 73 「学校問題」記述の観点
- 74 「設置者対応」記述の観点
- 75 「再発防止」記述の観点
- 76 答申を受けた調査主体の役割
- 77 報告書公表の是非
- 78 報告書公表の留意点
- 79 報告書作成の全国状況
- 80 個人情報保護と情報開示
- 81 報告書への不信感

第6章 調査にあたっての基礎知識

- 82 いじめの歴史
- 83 いじめの悪質化
- 84 いじめと自死問題
- 85 自死予防の取組
- 86 「いじめ利得」「いじハラ」
- 87 保護者の行き過ぎた行為
- 88 訴訟で取り上げられる家庭問題
- 89 保護者間の争いの防止
- 90 保護者との連携協働
- 91 保護者と関係機関
- 92 いじめと関係機関1(警察)
- 93 いじめと関係機関2(弁護士)
- 94 いじめと関係機関3(法務局)
- 95 いじめと関係機関4(災害給付)
- 96 学校・教職員の責任
- 97 学校・教委の刑事上・行政上の責任
- 98 学校・教職員の民事上の責任
- 99 法改正の動向
- 100 「法化社会」と学校・教委

索引

おわりに

Column

第三者委員会の「原調査」・「再調査」の例
いじめ問題のナレッジマネジメント
～重大事態調査から
ブリーグラム(Bullygram)